- 1. 日 時 平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 (木) 午前 9 時 5 9 分開会 午後 2 時 3 2 分閉会
- 3. 出 席 委 員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、竹原恵美委員、 石澤正彰委員、濵﨑國治委員、大田重男委員 鳥飼光明委員、中面幸人委員
- 4. 事務局職員 議事係 寺地英兼
- 5. 説 明 員
- 税務課 川畑 宏之 課 長 薗畑 雄二 係 長 大下本 護 係 長
- 健康增進課佐潟 進 課 長牛濱 睦朗 係 長池田 英人 係 長
- 水産林務課早瀬 則浩 課 長馬見塚徹雄 課長補佐大石 直樹 係 長
- ・企画調整課花木 雅昭 課 長山元 正彦 課長補佐

- ・生きがい対策課 堂之下浩子 課 長 川畑 幸博 課長補佐
- 勢屋 伸一 係 長 猿楽 浩士 係 長
- 農政課内園 由幸 課 長山平 俊治 課長補佐西園 善信 課長補佐
- ・商工観光課 小牟田伸雄 課 長 松﨑 浩幸 課長補佐

# 6. 会議に付した事件

- 野畑直産業厚生委員長不信任決議
- ・議案第66号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について
- ・議案第67号 阿久根市介護保険条例及び阿久根市後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する条例の制定について
- · 議案第69号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)
- ・議案第70号 平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- ・議案第71号 平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2 号)

# 7. 議事の経過概要

別紙のとおり

# 産業厚生委員会 12/12(木)

# 審査の経過概要

# 野畑直委員長

産業厚生委員会を開会します。この際、野畑直産業厚生委員長不信任決議が、鳥飼光明委員ほか1名から提出されましたので、本件を議題といたします。本件は、委員会条例第18条の規定により、私の一身上の事件に該当しますので、同規定により、委員長の職を副委員長と交替し、私は退出いたします。

(野畑直委員長 退室)

# 松元薫久副委員長

それでは、ただいまから委員長の職務を行います。ここで暫時休憩します。

(休 憩  $10:01 \sim 10:05$ )

# 松元薫久副委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは野畑直産業厚生委員長不信任決議の 提出について、提出者の説明を求めます。

# 鳥飼光明委員

野畑 直産業厚生委員長不信任決議案の説明を、

#### 松元薫久副委員長

マイクをお願いします。

# 鳥飼光明委員

野畑直産業厚生委員長は、平成25年第3回定例会において、阿久根市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の質疑の中で、提出者に対し、議案に関する質疑は皆無に等しく、議長から極力議案に対する質疑をするように指摘をされたにもかかわらず続けております。主な内容は、提案する議員資格はないという発言であったけれども、地方自治法第112条第1項に、議員の提案権を明記してあります。また各行事等に参加しなかったということでありますが、各行事等の出席につきましては、議長の派遣命令ではなく、各議員独自の裁量の問題であるにもかかわらず、大変侮辱的な発言を行い、議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。まず発言の内容として要約してしますと、一つ、普段から他の議員の模範となるような議員活動をするような議員であれば質疑はしない。2番目に、提案する議員資格はない。3番目に、議員として義務を果たさない人間が、提案することに疑問を感じないのか。4番目に、偉そうにカットすれば、市長も職員もしているからと個人的な批判、侮辱的な発言は言語道断であり、議員としての資質を問われる発言でもあります。産業厚生委員長として、不適格と考えられ信任することはできない。委員長の職を辞するよう望むものである。以上であります。

#### 松元薫久副委員長

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

# 大田重男委員

審議に入る前にですね、私は対象者の野畑議員にですね、発言を求めたいと思いますが、 いかがですか。

# 松元薫久副委員長

そのあとに質疑を行うということですか。

[「うん」、「異議なし」と発言する者あり]

よろしいですか。では、野畑直委員長からの、発言を求めたいと思いますので、いったん ここで休憩します。

(休 憩 10:09 ~ 10:11)

(野畑直委員長 入室)

# 松元薫久副委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。野畑直委員長の発言を許します。

# 野畑直委員長

意見を述べる機会をいただきまして本当にありがとうございます。平成25年12月10 日、提出者、産業厚生委員、鳥飼光明氏と賛成者、石澤正彰氏により提出された、野畑直産 業厚生委員長不信任決議案に対して、このような機会を与えていただきまして本当にありが とうございます。早速、私の意見を述べさせていただきます。決議案文の中で、議案に対す る質疑は皆無に等しくとありますが、私はこの議案は、阿久根市議会議員の議員報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を制定する条例の制定についての提案でしたので、議員報酬に ついて大局的にとらえ、阿久根市における行事、公務と思われる鹿児島県市町村政研修会、 川内原発国申請内容説明及び視察等、議員として当然出席すべきであり、議会や委員会だけ ではなく、行事その他の公務についても議員報酬の一部だと考えておりました。この議案の 提出者、賛成者の一人は、7月から8月にかけて、ほとんど参加されていない状況の中で、 この提案をされましたので、私にとっては意外でした。そこでこのような議案を提出する資 格は、私はないと思っていると発言しておりますが、この部分について私が言いたかったの は自分のこと、つまり自分がこのような行事や公務等に出席していなかったら、このような 提案はできないとの考えであり、今回の不信任案に記述してある、提案する議員資格はない とは発言しておりません。しかしながら、今回の私の発言によって、議員の中に各行事の出 席については、各議員の独自の裁量の問題であるとの考え方があることがわかりました。議 会は昨年から議会報告会を開催しておりますが、今回も議会報告会の資料に正副議長及び各 議員の行事出席状況を掲載してあります。市民に対して、いかにも全議員がすべての行事に 参加しているような誤解を与えるもので、出席については各議員の独自の裁量の問題との考 え方があるとすれば、矛盾を感じます。提出者は行事の出席だけにふれておりますが、川内 原発の視察は議長名で出席要請があり、公務出張と考えておりました。今回の議会だよりの 表紙に写真が掲載されております。私は議案に対する考え方の違いはあっていいいと思いま すが、市内の行事等へはできるだけ議員16人全員が参加することが大切なことだと思って の発言でした。この決議案については、平成25年第3回定例会の会議録294ページから 298ページに基づいて作成されており、最後の方に議員としての資質を問われる発言であ ると記述してあります。しかし、私の質疑に対して提出者は会議録の295ページに、平成 21年ということですが、もう2年以上経過しておりますとか、7月10日の海開きについ てはと、答弁されておりますが、私は平成21年のことも、7月10日についても何の質疑 もしておりません。このような答弁を見て、ご自分の議員の資質はどのように考えておられるのでしょうか。私は今回の発言は議員としての発言であり、産業厚生委員長としての発言ではないと思っており、委員会運営に対して瑕疵があるとは思っておりません。委員の方々には会議録の294ページから298ページを参照して議論してくださいますようお願いいたします。終わります。

# 松元薫久副委員長

それでは退席を命じます。

(野畑直委員長 退席)

# 松元薫久副委員長

ここで休憩します。

(休 憩 10:16 ~ 10:22)

# 松元薫久副委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。これより質疑に入ります。

# 濵﨑國治委員

提出者にお尋ねをします。今回、委員長の不信任決議ということなんですが、私は委員長が、委員会運営ができなかったとか、あるいは委員長が委員に対して議論をさせなかったとか、あるいは委員の発言を委員長が妨害したりとか発言させなかったとか、そういうことで委員会の運営に支障が出たことがありますか。

# 鳥飼光明委員

私は支障とかそういうんじゃなくて、議員として委員長として、そしてまた議会運営委員会の委員として、やっぱりこういう責任ある人がこういう侮辱発言はいけないと、こういうことであります。先ほど申しましたように、地方自治法112条の中で、発言権はあるわけですから、提案権はあるわけですから。委員長というのはやっぱりそういう重い職にある人が、こういう発言は許せないと、こういうことであります。

### 濵﨑國治委員

私が聞いたのは、私がさっき言ったように、議論させなかったり、発言を妨害したり、発言をさせなかったりして、委員会の運営に何か支障をするような行動をしたんですかということを聞いてます。

#### 鳥飼光明委員

いや、それで私はそういう面を実際考えました。委員長を、この委員会というのを。しか し私はさっき言ったように、そういう支障の面じゃなくて、委員長の発言に対する、私はこ ういう提出、こういうことです。

#### 濵﨑國治委員

私の質問に対してお答えになっていないと思うんですが、私の言ったのは、先ほど何回も言ったとおり、委員長が、例えばですね、委員会条例の方の第11条にですね、委員長は委員会の議事を整理し、秩序を維持するというのが委員長のあれなんですね、役目として書いてあります。それから地方自治法では、常任委員会は所属する事務に関する調査を行い、議案、請願を審査するとあります。それから委員会は議会の議決する事件のうち、当該普通公共団体事務に関するものについて議会に議案を提出することができるとかですね、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中もなおこれを審査することができるとあ

るんですね。だからそういうことを、委員長がしなかったんですかというのを問うているんです。私は先ほど鳥飼委員がおっしゃったようなですね、それを聞いているんじゃなくて、いわゆる委員長の不信任ですので、委員長として不適格なことがあるようなことがあったんですかということを私は。その不適格というのは、委員に議論をさせなかったんですか、委員に発言させなかったんですか、委員会を開かなかったんですかとかですね、あるいはそういうことを含めて委員会の運営に支障があったんですかということを聞いているんです。それだけお答えください。

#### 鳥飼光明委員

いや、私はそれは支障がなかったと。

# 濵﨑國治委員

支障がないということであります。それからですね、提案する、ここにありますことは、 提案をする議員資格はない等の発言ということでありますが、これについては議事録の29 5ページの右の下段から、296ページの左側の上段にかけて、このような議案を提案して 一生懸命頑張っている議員は何なのかということを、私は言いたいんですよ、このような提 案をする資格は私はないと思っている。だから議案の提案をする資格はないというのは言っ てないですね。このような、つまり、議員報酬の条例の一部を改正する、このような提案す るような資格は、私はないと思っているというんですね。野畑議員自体が、議員報酬のこれ これについて、こういうのは提案をする資格は私はないと思っているということで、何も提 案する議員資格はないということは、私は言っていないと思うんですが、その辺はいかがで すか。

# 鳥飼光明委員

これは言葉じりじゃないですけどね、議員という文字がなかっただけですけど、提案する 資格は私はないと思っている、これは私に言った言葉だと私は解釈している。そのことで言っているんです。私に質問ですから。

#### 濵﨑國治委員

これはですね、議員報酬は、野畑議員のこれから借りれば、議員報酬は議員活動に伴って支払われるものであって、野畑議員なりの、議員としての活動のあり方からして、行事等への出席も議員活動であるので、議員報酬の、いわゆる議員活動であり、議員報酬の範囲と考えていらっしゃるようであります、この文面からしてですね。だから、このような行事等への出席が少ない議員から、こうこうこういうことで提案するのはおかしいと言っているのであって、議員報酬削減条例案を提案する資格はないというふうな発言がありますけれども、これは地方自治法で言う議員の提案権との、議員の提案権の議員資格はないということは発していないと私は考えますがどうでしょうか。

# 鳥飼光明委員

それぞれ委員の解釈だと私は思っています。これは私が提案して、私に対する質問と、こういう考えですので、私は他の議員というそういうじゃなくて、私に対する、提案者に対する文言だと思っているので、そういうふうに私自身は感じている、ただそれだけです。

### 濵﨑國治委員

ですからこの文言については、議員活動について一生懸命頑張っている、そういうことで このような提案する資格は私はないというふうに、私は考えてそういう質問をさせていただ きます。それから、議長の派遣命令はなくということでありますけれども、確かですね、原 発の国の審査説明ですかね、原発の国への申請内容説明と視察が行われたんですが、これは 議長の派遣はなかったんですかね。

# 鳥飼光明委員

これについては私も把握しております。派遣命令はありました。これは議場でなく、あと からですね、来てからしております。そういうことです。

# 濵﨑國治委員

それからすればですね、議長の派遣命令はあったということでありますので、この議長の派遣命令はないというのはおかしいと思いますがどうですか。

# 鳥飼光明委員

これだけがですね、派遣命令で、ほかの運動会とか海開きとか、それからあります、そういうのについては派遣命令をしておりません。7月6日、私は答弁で間違っておりましたけど、21、そういった間違った発言をしておりますけれども、7月6日の市内の3海水浴場、それから27日のみどこい祭り、そして1日の小中学校弁論大会、それから10日の多良木町の意見交換会、こういうものは派遣命令はないわけですね。それで私はあとで調べたら、発言後あとで調べたら、川内原発については派遣命令が後日出していると、これを確認しました。

# 濵﨑國治委員

それからしますと、この文章はですね、各行事の出席については議長の派遣命令はなくというのは、私はおかしいというふうに理解をするんですけれども、もうこれについては答弁は要りません。今、鳥飼委員はそういうことで、派遣命令はあったということでありましたので答弁は要りません。一部にはですね、確かに例えば、4に偉そうにとかいう表現は私は不適切だと思われても仕方がないというふうには思いますけれども、この不信任決議案については、どうも疑問を感じておりますのでそういう質問をさせていただきました。私からは以上です。

# 石澤正彰委員

この件については、私は賛成者で鳥飼議員の提出について賛同をさせてもらった一人ですが、本会議のときの野畑議員の発言はですね、私、議席、前の方に座っておりましてね、ひどすぎるなとはっきり思いましたよ。野畑議員がそんなこと言うかなと。私のときも、日当制とかいう発言に対してですね、供託すればいいと。そういう発言も以前にありましたけどね、

[濵﨑國治委員「委員長、ちょっと内容とは違うんじゃないですか」と発言する]

いやいや、それはそれで、過ぎたことですからと思ってましたけど、今回の野畑議員の発言はですね、私はちょっと行き過ぎやなと思います。だから今回の産業厚生委員長としての不適格かと問われればですね、それは若干の疑問はありますけど、そっから結局引きずってきている問題ですから、最初から擁護したい人は、賛成、いやそうじゃないと、否決の方向でいくんでしょうけど、私は鳥飼委員や山田議員、中面委員ですか、名前を挙げられた人たちのですね、心を斟酌して賛成いたしました。

### 松元薫久副委員長

討論ですね、今のは。

[石澤正彰委員「そうです」と発言する] 今質疑なので、

[石澤正彰委員「質疑ですか」と発言する] 質疑をお願いします。

# 竹原恵美委員

提案者にお尋ねします。野畑委員長は、委員会の秩序を維持する力がないとお考えで提出なのかお尋ねしたいと思います。といいますのが、この報酬の議論をするときに、個人の素行を問題視した発言がずっと続いたというのは、もともとその素行を話しした時点で野畑議員の問題もありますし、あれだけの長時間をかけたというのは、

[鳥飼光明委員「ちょっと関連して」と発言する]

議長の責任が非常に大きいと思います。論点がずれた。報酬の話しをしているのに、議員の素行の話しをしている。論点のずれた話しを議長が精査しなかった、整理しなかったという議長の問題は、私はあの時点大きいと思っているんですけれども、今野畑委員長の職務として、鳥飼委員はそれに、過去には問題はなかったとおっしゃいましたが、これからの将来に向かって秩序を守る力がないとお考えで今回提案なのでしょうか。

# 鳥飼光明委員

私は今後のですね、なぜこういうことをするかというと、先に言いました、これは先ほど 演 のですね、なぜこういうことをするかというと、先に言いました、これは先ほど 演 のでする、地方自治法の問題、それから本会議において、個人のですね、議 案に対する問題じゃなくて、個人のこういう出席しなかったことについての、個人に対する 侮辱的な発言、こういうことから私は言ってるんです。全部ですね、これを見てみますと、全部私の行動、その参加もこのあいだの全員協議会でも言いましたけど、それぞれ私は用件 があったわけで、今まで十何年一回も私は欠席したことはなかったんですけども、ことしは たまたまそういうのが重なって欠席したと。私はそういうのを調査してから発言していただ きたかった。議案に対する質疑なら、どんな質疑でも私はこういう不信任案は出しません。 ただ個人的攻撃をする自体がですね、委員長というのは非常に重責であると、しかも議会運 営委員でもある人がですね、本会議において個人的に侮辱的な発言をすることにまず問題が あると私は感じたので、委員長の資格はないと、こういう私は私個人的な判断をしたわけで す。とにかく、本会議では議員個人の侮辱的な発言を絶対にしてはならないと私は信念を持っていますのでそういうことです。

#### 松元薫久副委員長

質問と答弁がかみあっていませんので、もう少し簡潔にやりとりされた方がいいんじゃないですか。

#### 竹原恵美委員

それでは鳥飼委員がおっしゃるのは、野畑委員長が本会議で議員としての発言の内容に問題があるのであって、委員長としての能力のことはおっしゃってないわけですね、問題視はしておられないのですね。

# 鳥飼光明委員

何回も繰り返すようですけど、委員長という重責があるわけですから、そういう一議員じゃなくて、委員長、それから議会運営委員の責務があるわけですね。そういう肩書を持った人が本会議場でこういう侮辱的な発言をする。これが私はちょっとおかしいなと、そういうことです。

### 竹原恵美委員

恐らく私が理解するに、鳥飼委員は野畑委員長の資質の問題を問うていらっしゃって、職務の力量の話しは全くされていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

# 鳥飼光明委員

私はさっきから言うように、委員長としてのその責任。

# 大田重男委員

私もきょうこの不信任決議案を見てですね、産業厚生委員会の場なんですよね。産業厚生 委員会の場でですね、今までの活動ずっとあります。その中で野畑委員長はですね、産業厚 生委員長として、不適格なことがあったですかね。それを教えてください。

[鳥飼光明委員「もう一回言ってください。委員長として」と発言する]

不適格な言動とか行動とかあったですかね。産業厚生委員会の中ですよ。

# 鳥飼光明委員

先ほど濵﨑委員に申し上げたように、委員会としては何もない。ただ本会議場でそういう 委員長の重責にもあるにもかかわらず発言したと。こういうことです。

# 大田重男委員

委員長とか、そういう立場であるからちょっとそれはよくないと。そうすれば議員としても一緒ですよ。委員長だけじゃないですよ。委員長だからそういう発言したというのは、私はそれはおかしいと思いますよ。

# 鳥飼光明委員

私はそれぞれのとり方だと思ってます。逆にですね、逆になったらどうかということをいっしまえるんですね。逆に私がこういう発言をしたら野畑議員がどういうふうに感じるのかですね。やっぱりいつも私はこういうのを自問自答しておりますので、これはおかしいと。これは私の考えですから。以上です。

# 石澤正彰委員

さっきは勘違いしました。今大田議員の方から、この中で、産業厚生委員会の中で野畑議員が委員長としてよくなかったのかということですよね、今の聞き方はね。だから、それは私は賛同者として問題視しているわけじゃないんですよ。それやったら、そんなもん出すなと言いたいんでしょうけどね。でも結局、本会議でその発言をここまで鳥飼議員とすればですね、感情的に言ったらおかしいですけど、人間やっぱり感情の動物やからね、はっきり言って。これは正直な気持ちやと思いますよ。だからそれはよくないと、大田議員が言われるように、要するに議員はみんな一緒のことだろうというのもわかりますけどね。だからそれはそれで、ここで委員長、いっぱい意見を言ってもね、要するに守りたい人は守る、いやいやそれは私は鳥飼議員の意見に賛同するんやという者は賛同する、決をとったらどうですか。[濵﨑國治委員「委員長、今質疑の段階」と発言する]

いやいや、だから質疑の段階やけど、ちんたらやってもやね、一緒のことやと思うよ。

# 大田重男委員

私はさかのぼりますけど、前の全員協議会の中でですね、鳥飼議員が、議員のために、勉強のために発言しますと言われましたよね。全員協議会の中で、この件に関して。発言されましたよ。

[鳥飼光明委員「ちょっと待って。全協のときの発言の資料を」と発言する] いやいやそれはいいんですよ。

「鳥飼光明委員「もう一回」と発言する〕

全員協議会の中で、

[鳥飼光明委員「笑わんでください。真剣ですから。はいどうぞ」と発言する] いや笑いませんよ。そう興奮せんでよかせんな。

#### 松元薫久副委員長

冷静にいきましょう。

# 大田重男委員

全員協議会の中で、議員の勉強になるからということでお話しされましたですよ。あのとき、そのあとに野畑議員は何も反論しなかったですよ、それは。その点はやっぱり私は考えてもらいたいと思うんですよ。個人間のですね、こういったやりとりでですね、産業厚生委員会の委員長をですね、不信任決議案を出すこと自体がいかがなものかと私は思っているんですよ。

[発言する者あり」]

# 鳥飼光明委員

私ですね、個人感情で言ってないんですよ。発言したこれの内容について、ほとんど私に対する侮辱発言だったので言ったんですよ。私は何も私語を言っていません。これに書いてあったとおり、発言したとおりに言っているんです。ただ彼が反論しなかった、しない、それは別ですよ、別問題。そのときに反論していただければなおよかったんですが、反論は、私も期待しておりました、全協ですので、本会議じゃないので。本会議は気をつけんと、全国にやっぱり発信されますので、委員会でですね、本当は全協の中で私がああいう発言したときに言ってもらえば一番よかったんですよ、実際は。私はそれを本当は望んどったんですけど、発言はなかったので、何も私は言いませんでした。なぜ私がこういうのを言ったかというと、老婆心ながらですね、今からの議員は、若い議員は本会議の発言というのはね、法律にのっとった発言、そして個人的なのはしないようにためにも、こういうのはやった、私の本意は。ただ個人的な感情で言っているんじゃないんです。これに基づいて全部やってます、全部やってます。私は個人発言は何も言っておりません、全協でも。これに基づいてだけです。そういうことです。

# 大田重男委員

私は全員協議会の中で話しをしましたけど、その中でも疑問点はあるんですよ、あの中で。 牛之濱由美議員に対しての発言があったですよね。例えば、次の選挙には出ないとか、そう いう発言もあったですよ。しかしそれは、牛之濱由美さんと鳥飼議員のあいだの話しであっ て、ああいう全員協議会の中でですね、ああいう話しを出すのも、私も、

「鳥飼光明委員「委員長ちょっと休憩」と発言する〕

### 松元薫久副委員長

休憩します。

(休 憩  $10:46 \sim 10:48$ )

### 松元薫久副委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。ほかに質疑はございませんでしょうか。

#### 中面幸人委員

今回の委員長としての不信任案ということでございますけれども、確かに濵﨑委員なんかの意見でですね、委員長としての不適格なことはなかったと私も思っております。委員長としてですね、運営上問題はなかったと思っていますけど、そこに提出者にお聞きいたしますけど、確かに今回のこうなった原因は、本会議場で野畑議員の発言に伴ったものだと思っておりますけど、私も地方自治法の132条にですね、議員としてのですね、そういう不適格な違反をしているというふうに私は思っておりますけど、そういうところで提出者に野畑委員長の方から謝罪等はありましたか。

# 鳥飼光明委員

ないです。一口もないです。

# 中面幸人委員

私もこういうふうになるまでですね、いろいろ委員長にも話しもしましたけど、できればこういう形でなかった方がよかったような気もしますけどもですね、そういうところからすればですね、提出者としては、その辺あたりの謝罪等があればどのようなお考えであったのかお聞きいたします。例えば野畑委員長の方が、本会議場での発言に対して、謝罪等があった場合、提出者はどのようにその結果ですね、どういう考えがあったのかお聞きします。

# 鳥飼光明委員

野畑議員がですね、今まで私にあんまり言い過ぎだったとかいろいろあればですね、私も 余地はあったんです、はっきり言って。本会議で、もう本会議は最終日しかありませんけど、 そういうのが今までもずっとあったんです。本当は、私の本音を申し上げますと、9月27日の最終本会議でこの発言があっときに、私は懲罰動議を出せる、出したいと思ったけれど も日にちがなかったと。本当は休憩をとって、懲罰動議を本当は出したかったんです、実際 は、私の本音は。こういうものじゃなくて。しかし日程的にその期間でなければ、もう動議 は出せませんので、しませんでしたけれども。それほど議員はですね、自分の発言について は責任持ってやると。これが私の本音ですので。これは先ほど申しましたように、謝罪、い ろいろあればですね、きょうおそらく私は出さなかったかもしれません。そういう人間的な ことも私は考えています。以上です。

# 松元薫久副委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と発言する者あり」]

質疑なしと認めます。それでは討論に入りたいと思います。野畑直産業厚生委員長不信任 決議の提出について討論を。

#### 濵﨑國治委員

私はこの産業厚生委員長不信任決議案に反対の立場で討論をいたします。先ほど来より明らかになりましたとおり、委員長は委員長として委員会の運営ができなかった、あるいは支障があった、あるいは秩序を乱したようなことがないということが確認をされました。そういうことで、私は委員長として不信任案には反対する。また、提案をする議員資格はないという表現をしてありますけども、この議事録を見ましても、そういう断定するようなことは発言をしていないということ。そして3つ目は、議長の派遣命令のところで、一部には派遣命令があったわけですので、この派遣命令はなくというのは不適切な表現ではないかというふうに思っています。ただまあ一部、不適正と思われるような発言は、思われても仕方ないという部分はありますけど、この野畑直産業厚生委員長不信任決議には、私は以上のような理由で反対をいたします。

#### 松元薫久副委員長

ほかに討論ございませんか。

#### 竹原恵美委員

賛成の立場で討論いたします。過去の野畑委員長の活動に疑問はありませんでしたけれども、議員として本会議で、議員報酬の話しをする議案に対して、個人の話しをいつまでもされる、一つの意見としてされるのは結構なんですけど、それは意見として、ご本人の意見としてあるんですが、それを続けるという、続けたという議員としての采配のなさ、そのとき

には、その当時の問題点は、私は議長にあると思います。すぐにとめなかった議長の問題です。ではその発言をした野畑委員が、ここで委員長として采配ができるか、自分の発言をすりかえた、論点をすりかえた発言を続ける野畑委員長が委員長としての職務がまっとうできるかというと、同じ条件がここにあった場合に、個人の攻撃をした議論がかわされる続けることを委員長としてとめないということがわかりましたので、将来的には不適格ではないかと、現在のところ不適格ではないかと判断するところです。ただきょうご意見していただきましたけど、ひとことでも言い過ぎた部分があったというふうにご意見がいただけたらよかったんですが、私は理解するところだったんですけど、ご自分で瑕疵がないと思っている、全くその発言に対して瑕疵がない。恐らく、ということはこの委員長の職をされたときも、目の前で起こる個人的、個人攻撃もとめることはないだろうと私は見ました。よって賛成をいたします。

# 松元薫久副委員長

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と発言する者あり」]

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより、野畑直産業厚生委員長不信任決議の提出について採決いたします。この採決は無記名投票により採決します。なお、会議規則第135条で準用される、委員会室の閉鎖についての規定は、必要性が低いと思われますので、準用しないことといたします。これより書記が投票用紙を配付しますので記入の上、投票願います。ただいまの出席委員数は6名です。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

[「なし」と発言する者あり」]

配付もれなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。念のため申し上げます。本案に賛成する委員は賛成と、反対する委員は反対と記載を願います。なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第134条第2項の規定により反対とみなします。それでは書記が投票箱を持ち回りますので、各委員投票を願います。

(投票)

投票もれはありませんか。

[「なし」と発言する者あり」]

投票もれなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。立会人に竹原委員、石澤 委員を指名します。両委員の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を御報告いたします。投票総数 6 票、これは先ほどの出席委員数に符合しています。そのうち、賛成 4 票、反対 2 票であります。よって、本決議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩といたします。

(休憩  $11:00 \sim 11:16$ )

#### 野畑直委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会します。先ほどの私の不信任案決議に対して、賛成4票、反対2票という結果をこの目の前にいたしております。確かに今回の件に関しては、私も不徳のいたすところで、産業厚生委員会自体を1時間以上も遅れさせたことは深く反省をしております。今後の委員会運営に対しては、一生懸命またこういうことのないように今後努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

(鳥飼光明委員「委員長、ちょっと待って。辞職せんとや。辞めんとや」と発言)

先ほど申し上げましたように、この結果を重く受け止めて、今後二度とこのようなことがないように努力していきたいと思っておりますという考えであります。

(鳥飼光明委員「そや、おかしかど。お前もこれだけして、今後が大変になっど」と発言) 休憩に入ります。

(休 憩  $11:17 \sim 11:41$ )

# 野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。すいません。再開しましたけど、執行部の都 合をちょっと伺ってまいります。

ただいまから産業厚生委員会を開会します。平成25年12月3日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出。第2条第2表及び第3条第3表中、所管に属する事項。平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)ほか条例の制定に関する議案2件、以上5件であります。ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程はお手元に配布してありますとおり、本日とあすの2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本日とあすの2日間といたします。それでは執行部の出席をお願いい たします。

(税務課 入室)

# 濵﨑國治委員

委員会審査の進め方の件なんですが、この補正予算については、ほとんど給料の調整、人件費の調整が主なところもありますので、これについては、もし委員の中で給料について質疑される場合は、給与明細書等でですね、総務課を呼んで質疑をしていただいて、この所管の人件費については省略して、どうしてもということを除いてですね、省略して審議したらということを考えますがいかかでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

### 野畑直委員長

それでは、今濵﨑委員の意見に対して、異議なしということでありますので、そのような 取り計らいをいたしたいと思います。

議案第66号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定ついて審査に入

ります。課長の説明を求めます。

### 川畑税務課長

議案第66号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。地方税法の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。これに伴い、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について御説明いたします。まず、附則第3項、第6項、第7項及び第14項の改正は、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としたうえで、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税がでに一般公社債等及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に再編し、また、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加するという金融所得課税の一体化に係る地方税法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。この改正は、個人投資家の金融商品への投資の活性化を促すものでありますが、別々の金融商品の所得のプラス・マイナスを合算する損益通算の範囲も拡大されるため、税収の増減は推測できないところであります。次に、附則第8項、第9項、第11項及び第15項は、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ規定を削除するものであります。また、規定の削除に伴い、附則旧第10項を新第8項に、旧第12項を新第9項に、旧第13項を新第10項に、旧第14項を新第11項に繰り上げるものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

# 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

質疑ありませんか。

「「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第66号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に議案第67号、阿久根市介護保険条例及び阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一 部を改正する条例の制定ついて審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 川畑税務課長

議案第67号、阿久根市介護保険条例及び阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例の制定について御説明申し上げます。地方税法の一部を改正する法律が本年3 月30日に公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について御説明いたします。まず、阿久根市介護保険条例第9条、附則第6条及び阿久根市後期高齢者医療に関する条例第6条、附則第3項の改正は、国税の見直しに合わせ、延滞金の端数の切捨て規定を追加し、平成26年1月1日から延滞金の利率を引き下げるものであります。延滞金算定の基礎となる特例基準割合の定義を現行の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合から短期貸付の平均利率に年1%を加算した割合に改め、延滞金の割合は、納期限後1箇月以内については特例基準割合プラス1%、納期限後1箇月を超す場合は特例基準割合プラス7.3%とするものであります。以上で説明

を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

# 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

# 鳥飼光明委員

第1条の中にただし書きで延滞金の100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てるとありますが、阿久根市ではどういう影響がでるの、どのくらいの額が、差額が出るのか教えてください。

#### 川畑税務課長

延滞金の切り捨てについての影響はございません。延滞金の率については、延滞金の率が下がるため若干の減額があると思いますが、率の変更が平成26年1月1日、来月の1月1日からになりますので、25年度分は来年の3月分まででありますが、まだ期間が短いため影響は少ないものと思われます。ちなみに現在の延滞金の額ですが、介護保険料、後期高齢者保険医療とも年金からの特別徴収が主なため、介護保険の延滞金につきましては、平成24年度が11万9,680円です。後期高齢者医療につきましては、平成24年度は2万30円、今でもほかの市税等と比べて少額のため、また今回の改正により率が下がるんですけど、そんなに大きな金額ではないと思われます。以上であります。

[鳥飼光明委員「了解」と発言]

# 中面幸人委員

今ので関連ですけど、延滞金の中で11万9,680円ですけども年金から引くのに、なんでこんなに残るのか。

# 川畑税務課長

延滞金がつくのは、特別徴収は年金から引かれますので、特別徴収分については未納がありませんので延滞金は出ません。延滞金がつくのは特別徴収で引かれない分、年金の額が低い方とか、あるいは特別徴収の年度で途中で金額が変わったりした場合は、普通徴収と呼ぶ納付書での納付となりますので、そういう方が遅れたときに延滞金がつくことになります。

[中面幸人委員「わかりました。了解です」と発言]

# 野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第67号、阿久根市介護保険条例及び阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

(税務課 退室)

#### 野畑直委員長

委員の皆さんにお諮りいたします。健康増進課のほうの説明だけでも聞こうと思いました けども、待機してないようですので、午前中の部を打ち切って休憩に入りたいと思いますが、 よろしいですか。

[「はい」と発言する者あり]

それでは、休憩に入ります。午後はおおむね1時から開会いたします。

(休憩  $11:57 \sim 12:59$ )

# 野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ここでお諮りいたします。議案第69号のうち、人事異動に伴う補正予算だけの所管課についての出席がありますけれども、これについては出席を認めないということで、農業委員会と都市建設課の出席は求めないことといたしますのでよろしくお願いします。これでよろしいですかね。

「「はい」と発言する者あり〕

それでは、健康増進課の入室を求めます。

(健康増進課 入室)

# 野畑直委員長

それでは議案第69号中、健康増進課所管の事項ついて審査に入ります。課長の説明を求めます。

# 佐潟健康増進課長

議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算第6号中、健康増進課所管の事項について御説明いたします。歳出から御説明いたします。補正予算書の12ページをごらんください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰出金272万9千円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金で、職員7名分の給与費等の減額分であります。3目老人福祉費19節負担金補助及び交付金1,740万円は、小規模特別養護老人ホームの整備に係る、1床60万円、29床分の施設開設準備経費助成特別対策事業としての補助金であります。また、28節繰出金1,597万円は介護保険特別会計への繰出金であり、職員6名分の給与費の減額分448万円と、介護保険給付費の増加見込みに伴う市負担分の繰出金2,045万円の合計額であります。14ページをごらんください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正額182万4千円の減額は、人件費でありますので割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたします。 9ページをごらんください。第14款県支出金2項2目民生費県補助金1, 740万円は、歳出で御説明いたしました施設開設準備経費助成特別対策事業費の補助金であります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

# 中面幸人委員

予算書の13ページのですね、3款民生費1項3目19節のですね、小規模、これ蓮の実園ということでこの間お聞きしましたけども、今後ですね、こういうところがまだ出てくるのか、市にもまだ待機者がいっぱいいらっしゃるんですけど、今後まだ言わば開設をやろうというところが出てくるのかですね、教えてください。

### 佐潟健康増進課長

これまでの施設整備につきましては、この第5期の高齢者保健福祉計画の中で計画していた部分でありまして、今後のそういう施設整備につきましては今後新たに27年度から3カ年計画をいたします、第6期の中で検討をいたしたいというふうに思います。ただ、現在、グループホームの増床、それから小規模特養、今回の補正で2箇所になりますが、それでも

ってある一定程度の入所要件、入所枠は広がっていますので待機者の状況もかんがみながら、 検討してまいりたいといふうに思っています。以上です。

[中面幸人委員「了解」と発言]

# 野畑直委員長

ほかにありませんか。

# 松元薫久委員

今と同じ3款1項3目の老人福祉費、今の回答は納得できたんですが、こういう施設の開設についての要項ですね、募集要項について何度かお聞きしてるんですけど、その後何か変更された部分がありますか。

# 佐潟健康増進課長

今回、平成25年度の募集要領の中では、前回は応募された書類等、関係書類については、一切公表しないというふうに前回の24年度はしていたわけなんですが、今回は通知する方法についても事業者のほうへは、評点結果を踏まえて、評点結果と選定通知あわせて通知いたしたところです。以上です。

# 松元薫久委員

ということは、前回私が一般質問する際に受け取れなかった部分の書類も受け取れるよう になっているという理解でよろしいですか。

# 佐潟健康増進課長

積極的に事業者の財務資料、それから役員等の履歴、あと代表者等の履歴等の部分についてとか事業者の事業運営に不利な、不利というか、部分になる部分については公表できませんけども、今回の事業計画書であるとか、あと施設の図面、それから立地要件等の部分、そういった部分については、開示請求等あれば開示できるものというふうに了解しております。以上です。

### 松元薫久委員

少しは改善というか変更した点があるんだということがわかるんですけれども、社会福祉 法人に対する財務資料ですね、ああいったものの公開義務ていうのは、法律で定められてい るのかどうか私の勉強不足でわかりませんけども、今方向性としては公開するべきという考 え方が主流にあるんじゃないですか。

#### 佐潟健康増進課長

当該年度の決算とかそういった部分については、社会福祉法人等はそれぞれのホームページ、もしくは法人の広報誌等で公開してらっしゃいますので、そういった部分を確認していただければ対応できるかというふうに思います。以上です。

「松元薫久委員「了解」と発言〕

# 野畑直委員長

ほかに質疑は。

#### 石澤正彰委員

今、松元委員のお尋ねのとこと重複するんですが、先ほど御説明いただいたときに私はっきり聞こえなかったんで、もう一度教えてください。補助金、19節の補助金ですね、これ 一床当たりお幾らて言われたんですかね。

#### 佐潟健康増進課長

60万円でございます。掛ける29床。

「石澤正彰委員「29床ね」と発言]

はい。

# 野畑直委員長

よろしいですか。

[石澤正彰委員「はい」と発言]

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

# 松元薫久委員

前回、3人の課長で公募されたところに点数を付けるていう仕組みは変わらずですか。

# 佐潟健康増進課長

今回も同様に3課長で応募書類を確認いたしました。前回は点数を付けてということをいたしましたけれども、今回は意見書ということで各課長から意見をいただいて、それを選定する委員の方々の、選定が始まる前に読み上げて参考とさせていただいたところです。今回の評価の点数には各委員の方々がすべて点数を付けていただきました。

[松元薫久委員「はい。わかりました」と発言]

# 野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第69号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。 次に議案第70号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審査に入ります。課長の説明を求めます。

# 佐潟健康増進課長

議案第70号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。歳出から御説明いたします。特別会計補正予算書の8ページをごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正額272万9千円は、人件費でございますので、割愛させていただきます。次に第2款保険給付費1項療養諸費の補正額2,100万円は、療養給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであり、1目一般被保険者療養給付費2千万円、3目一般被保険者療養費100万円をそれぞれ増額しようとするものであります。第3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金の補正額5万4千円は、今年度の支援金が3億5,642万5,230円と算定されたことによるその不足分を増額しようとするものであります。第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金の補正額128万8千円は、国保連合会への拠出金額が9,276万9,160円と算定されたことによるその不足分を増額しようとするものであります。第11款諸支出金1項3目償還金の補正額4,436万9千円は、前年度の国庫負担金等精算返納金であり、国と県への負担金分4,418万4,900円と補助金分18万3,632円をそれぞれ返納しようとするものであります。

次に歳入は、7ページをごらんください。第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金の補正額672万円、2項1目財政調整交付金の補正額189万円、第5款県支出金2項1目財政調整交付金の補正額189万円は、一般被保険者療養給付費の増額見込みに対する、国の負担金及び交付金をそれぞれ増額しようとするものであります。第6款療養給付費等交付金1項1目療養給費等交付金の補正額1,136万円は、平成24年度の退職者等医療費に係る交付金の精算による追加分であります。第10款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正額272万9千円は、職員給与費等繰入金の減額分であります。第11款繰越金1項1目

繰越金の補正額4,485万1千円は不足する財源として繰越金を充当しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

# 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

「「なし」と発言する者あり]

質疑はありませんか。

「「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第70号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、審査を一時中止いたします。

次の議案第71号については、生きがい対策課が関連しておりますので、一緒に入室して もらって審査に入りたいと思います。

(生きがい対策課 入室)

# 野畑直委員長

次に議案第71号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)について 審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 佐潟健康増進課長

議案第71号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第2号について御説明い たします。歳出から御説明いたします。補正予算書の23ページをごらんください。第1款 総務費1項1目一般管理費の補正額448万円は、人件費ですので割愛させていただきます。 第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正額1億4,230万円は、1目居宅介護サ ービス給付費260万円、3目地域密着型介護サービス給付費6,340万円、5目施設介 護サービス給付費7,100万円、9目居宅介護サービス計画給付費530万円の増額であ り、介護認定者及び介護サービス利用者がふえたことや、小規模多機能型居宅介護事業所と 小規模特別養護老人ホームの新設によりその給付費等に不足が見込まれることから、これを 増額しようとするものであります。 4 項高額介護サービス等費と次のページの 5 項高額医療 合算介護サービス等費の増額は、限度額を超えた分について支給するものであり、それぞれ の不足見込額を増額しようとするものであります。 7 項特定入所者介護サービス等費の補正 額1,800万円は、食費・居住費について限度額を超えた額を給付するものであり、小規 模特別養護老人ホームの新設により不足が見込まれるため増額しようとするものであります。 第5款地域支援事業費2項5目任意事業費の補正額31万5千円は、「食」の自立支援事業 の配食事業相当分に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。第8款諸支出 金1項2目償還金の補正額133万3千円は、前年度の介護給付費と地域支援事業費に係る 国と県の負担金等の精算返納金であります。

次に、歳入は21ページをごらんください。第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金の補正額3,255万1千円と、第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金の補正額3,645万8千円、第5款県支出金1項1目介護給付費負担金の補正額2,671万6千円は、歳出の保険給付費の増額見込みに対する、国県及び支払基金の負担金及び交付金の増額と、平成24年度に係る介護給付費の精算による過年度分をそれぞれ計上したものであります。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金の補正額2,045万円は、歳出の保険給付

費の市負担分であり、4目その他一般会計繰入金の補正額448万円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額分であります。22ページをごらんください。2項1目介護保険基金繰入金は国県支出金などのほか、不足する財源の見込額について繰り入れし、財源充当しようとするものであります。なお、今回の取り崩しで当該基金の残高見込み額は、4,589万3,968円となる予定であります。第8款繰越金1項1目繰越金164万8千円は、不足する財源として充当しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、生きがい対策課長、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

# 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

「「なし」と発言する者あり〕

# 鳥飼光明委員

22ページのですね、繰入金の中で1目の介護保険繰入金の補正額が4,742万5千円ですが、当初予算として非常に多い補正ですが、この原因は何ですかね。半分以上の補正ですが、原因を教えてください。

# 佐潟健康増進課長

歳出の第2款保険給付費が1億4,230万円不足するということで増額いたしました。 その分についての補てんする、国・県・支払基金等の不足する分について補てんしようとい うものでございます。以上です。

# 鳥飼光明委員

当初予算を見積もるときですね、どういう見積もりをしたのか。あまりにも大きな補正であるので聞くわけですけども、当初予算に見積もりと、今のこれはなぜこういう大きな変化ができたのか教えてください。

### 佐潟健康増進課長

これについては、御説明いたしましたように介護の認定者が見込みよりもふえるのがスピードが早いというのと、あと認定者の中ででもまたサービスを利用される方の割合が少しずつ見込みよりも多くなってきてます。あとあわせて小規模特別養護老人ホーム、あと小規模多機能居宅介護事業所をそれぞれつくったわけなんですけれども、その分の見込みとしてふえるという見込みもたてていたわけなんですけども、それ以上に給付額として上がっている状況で今回これだけの補正をいたしました。また、利用者の方々がそういう形で利用される分、あと特養ですね、特別養護老人ホームの入所者、それから、第二病院、医師会立第二、高尾野にありましけども、こちらのほうに入られる方々が小規模特養とか整備することで減っていくだろうと試算してるんですが、なかなかそういう方々がすぐには、まだ入所変更というかですね、減っていかないものですから今回ふえてきているというのがあります。以上です。

[鳥飼光明委員「了解」と発言]

#### 野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第71号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、審査を一時中止いたします。

# 野畑直委員長

次に、議案第69号中、生きがい対策課所管の事項ついて審査に入ります。課長の説明を 求めます。

### 堂之下生きがい対策課長

それでは議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)生きがい対策 課所管の主な内容について、歳出予算から御説明申し上げます。 12ページをお開きくださ い。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は人件費ですので割愛させていただきま す。次に13ページ、3款1項2目心身障がい者福祉費20節扶助費については、2,85 0万円の増額でありますが、説明欄にあります障がい者福祉サービスの各事業について、実 績に基づきましてそれぞれ増額するものであります。次に、3款1項3目老人福祉費13節 委託料は、「食」の自立支援事業、訪問給食サービスでありますが、当初5万3千食を見込 んでおりましたが、利用者が増加したため、年間6万食として、不足分105万8千円を増 額するものであります。20節扶助費は老人保護措置費であり、実績に基づき算定し、不足 が見込まれる687万9千円を増額するものであります。現在、養護老人ホームに入所措置 しているのは64名であります。3款2項1目児童福祉総務費も人件費ですので割愛させて いただきます。次に、3目保育所費7節賃金34万5千円の増額は、みなみ保育園の代替保 育士の賃金であります。0歳から1歳児の途中入所がふえたため、保育士が休暇を取った際 に、配置基準を下回ることがないように代替保育士を雇用するものであります。次に、5目 保育施設運営費19節負担金補助及び交付金166万9千円は、27年度から本格施行され る予定の子ども・子育て新制度の円滑な実施のために行うシステム改修費であり、県の安心 こども基金から基準の範囲内で全額補助されるものであります。新制度で必要となる保育所 入所に際しての支給認定事務、確認事務、施設等情報管理、入所管理等のシステム構築を行 う予定であります。次に、20節扶助費2,487万4千円の増額は、私立保育園に支払う 保育所運営費でありますが、保育所入所児童が当初の見込みを上回るため増額するものであ ります。14ページをお開きください。次に、3項1目生活保護総務費も人件費であります ので割愛いたします。23節償還金利子及び割引料479万9千円の増額は、平成24年度 生活保護費の精算確定による国庫負担金及び国庫補助金の返納分であります。2目扶助費2, 160万円の増額補正は生活保護受給者の増によるもので、医療扶助が1,360万円、生 活扶助が800万円の増額であります。当初予算では、平成24年度の平均で159世帯、 210人で見込んでおりましたが、平成25年10月現在では170世帯、232人という 状況であります。特に医療費については、重病のため高額の医療費を必要とする者が数名い ることから、不足が生じているものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。9ページをお開きください。11款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金は、私立保育園の入所児童数がふえたことにより、私立現年度分の保育料を129万2千円増額するものです。次に、13款国庫支出金1項国庫負担金2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金1,425万円は、障がい者の福祉サービス事業費の実績に基づき、歳出予算に合わせて国庫負担金をそれぞれ増額するもので、国の負担割合は2分の1であります。2節児童福祉費負担金950万6千円は、保育所運営費に係るもので、国の負担割合は2分の1であります。4節生活保護費負担金1,620万円は、扶助費の増額に伴うもので、国の負担割合は4分の3であります。次

に、14款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の712万5千円は、障がい者の福祉サービスに係るもので、県の負担割合は4分の1であります。2節児童福祉費負担金475万3千円は保育所運営費に係るもので、県の負担割合は4分の1であります。10ページをごらんください。2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の166万9千円は、子ども・子育て新制度にかかるシステム改修費について全額補助されるものであります。次に、20款1項市債2目民生債2節老人福祉債100万円の増額補正は「食」の自立支援事業債であり、利用者の増加に伴う歳出の増額補正に対応して財源として充当するものであります。以上で説明を終りますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

# 大田重男委員

1点だけ教えてください。 14ページのですね、 3款 3項 2目の扶助費のほうでですね、 医療扶助が 1, 360万なんですけど、これ何名ぐらいになりますか。

# 堂之下生きがい対策課長

すいません。保護世帯の人数でいきますと人員としては、232人おります。それぞれで 医療費は違いますので、特に重症者でがんの方とかになると、月にかなりの額を使われると いうことがありまして、見込みよりもふえております。1カ月平均、2,300万位で今推 移をしております。

[大田重男委員「了解」と発言]

# 野畑直委員長

ほかにありませんか。

# 濵﨑國治委員

13ページの3款2項5目保育所施設運営費の扶助費2,487万4千円、補助事業ですが、先ほどの説明で当初見込みを上回るということで話がありました。かなりの額ですが、当初と現在の人員をちょっと教えてください。予算の当初見積もりと現在の見積もり。

#### 堂之下生きがい対策課長

お待たせしました。4月当初におきましては441人でありましたけれども、現在、69人の増加(発言の訂正あり)がありまして510人ということになっております。特にゼロ歳児が増加がふえてきておりますので、運営費にかなり大きく影響いたしております。

[濵﨑國治委員「ありがとうございます」と発言]

#### 野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

### 鳥飼光明委員

生活保護世帯についてですね、24年度、25年度どのくらいの差がでてきますかね。ふ える傾向にあると思うんですが。

#### 堂之下生きがい対策課長

24年度、先ほど申し上げましたけれども、平均で159世帯、210人でございました。 今10月末現在で170世帯、232人でありますのでふえております。

### 野畑直委員長

よろしいですか。

#### 鳥飼光明委員

実は生活保護世帯、この予算じゃないですけどね、うちの近所に1世帯あります。そいで、

その中でどういう指導をされているのかですね、実は家賃を1月からずっと11月まで1回も払っていないと、こういうことだが、生活保護世帯にはどういう指導をされているのか。大変困っているらしいので、これにはないんですけども。せっかくこういう委員会ですのでお聞きしたいのですが。ずっと1月から家賃を払ってないと生活保護の(聴取不能)住宅、それは入っているということですが、そういう指導はどう指導されているのか。大変困っているらしいんです。

「堂之下生きがい対策課長「保護係長に説明をさせます」と発言】

# 濱﨑保護係長

うちとしてはですね、借り手と家主と本人さんとの間の問題だということで、なんと言いますか、そういった家主さんからですね、そういったものの指導等をしてくださいということがあればこっちのほうも指導するんですけれども、そこらあたりでちょっと、うまくいってない分もあるんじゃないかなと思うんですけれども。

# 鳥飼光明委員

今の答弁では、私はおかしいんです。今ですね、その家主さんは家主が亡くなって、奥さんがおるんですね。奥さんが病気で倒れて私のところに相談に来られて、私が直接相談に来たんですね。そういうのは私が相談に来たのがいけないのかどうか。今の答弁からいけば家主が来ないといけないという答弁はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。課長はどう思いますか。病気でですね、倒れて、だから相談を受けたんですが。

# 濱﨑保護係長

これについてはですね、家主さんが直接私の事務所んところに来て、そういったものについて相談がありました。そういうことで、結局、なんかな、そういった領収書もないということで、今までの支払った分のですね、領収書もないということで払っているのかどうかというのもこっちのほうは確認ができないところも実際あるわけですので、ただですね、そういった住宅費が払えないということであれば、保護費を5日に支給しますので、そんときに同伴でもしていただいてですね、こうして払ってないんだけどっていう相談等があればこっちのほうも指導等を、納入の指導ができるかと思います。

# 鳥飼光明委員

今先ほど課長が説明を、どんどんふえていくんですね、生活保護が。新聞・テレビでも非常に生活保護というのが問題になっておりますけれども、非常にそういう人がおるわけですよ。ほいで、私のところに相談来られて、いろんなほかの問題も相談に来られました。自動車の駐車の問題、大型の乗用車を停めて道路がどうこうとかですね、そりゃ、警察の問題ですけども、そうして非常に指導がですね、どう指導されているのか非常に地元民がですね、非常に疑っておるんですよ。生活保護をもらったらいいなと。こういう傾向が出ておるんですね。そういうことで家賃も払わず、そういうのが出ているので今後はですね、やっぱ、地元民をあんまり刺激を与えないようなですね、指導をしっかりしていただきたいと。しょっちゅう来られるのはね、やっぱそういうのは困るので、私以外にも言ったということですが、相談には。そいで、本人もそういう、来られたと思うんですけども、今後はですね、しっかりとそういうのを指導していただきたいと要望で終わります。

### 野畑直委員長

今の委員のおっしゃられるように、またそれとなく指導をするという考え方でいてもらえたらいいと思いますので、よろしくお願いします。ほかに質疑はありませんか。

#### 松元薫久委員

3款2項5目19節のですね、負担金補助及び交付金で全額補助があっての子ども子育て 支援新制度システム改修ということなんですけれども、システムの改修というのは、今回の これで全部完了するんですかね。

# 堂之下生きがい対策課長

そういうふうに県の指導を受けて今回補正を組まさせていただいております。

# 松元薫久委員

同じ3款2項5目でですね、先ほどほかの委員から質問がありまして、20節の扶助費のところについて、私ももう少し聞きたかったんですけども、ゼロ歳児が69人増加ですか。これゼロ歳児だけじゃないけど、保育園に入所した子供たちが69人増加ていうことだと思うんですが、それぞれの園の増加してる数ていうのはわかりますか。後でも結構です。もしわかればまた後で資料ででもいただければ。

[堂之下生きがい対策課長「それでは、後で資料提供させていただきます」と発言する者あり]

# 野畑直委員長

よろしくお願いします。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第69号中、生きがい対策課所管の事項ついて、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課 退室)

(農政課 入室)

### 野畑直委員長

次に、議案第69号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 内園農政課長

次に、歳入について御説明いたします。補正予算書では、10ページになります。14款 県支出金2項5目1節農業費補助金217万9千円の増額補正は、青年就農給付金事業15 0万円と鳥獣被害対策実践事業67万9千円の両事業実施に伴います国県補助金の受け入れ額でございます。両事業ともに国の100%補助でございます。以上で説明を終わりますが、質問につきましては、私と担当係長等でお答えさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

### 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

# 松元薫久委員

6款1項3目の農業振興費の19節負担金補助及び交付金について、この青年就農給付金 事業というのが二人ふえたということですけども、これはいつでもスタートが切れるものな んですかね。

# 内園農政課長

農業経営を開始される部分については、いつでもということなんですが、ただ国のほうへの申請がおおむね夏場ぐらいまでに申請をしていないとその年度に間に合わないということでございまして、ただ今回の分につきましても10月1日付けで追加交付等の決定申請をさせていただいたところですが、農業経営を開始された時点までは承認された時点で国のほうは遡及して決定をするということに取り扱いはなっているところです。

[松元薫久委員「わかりました」と発言]

# 野畑直委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第69号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(水産林務課 入室)

#### 野畑直委員長

次に、議案第69号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

# 早瀬水産林務課長

それでは、水産林務課が所管します平成25年度一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。なお、人件費については、割愛させていただきます。予算書の15ページをお願いいたします。6款2項2目林業振興費19節負担金補助及び交付金の200万円につきましては、大川桑木原地区の山腹崩壊及び既設擁壁の倒壊に対し、県営県単治山事業を活用し復旧工事を行おうとするものであります。総事業費は2千万円、うち市の負担分は総事業費の10分の1の200万円であります。この地区の山腹崩壊及び既設擁壁の倒壊は、平成23年6月16日の豪雨により発生したものであり、倒壊下部には尻無の消防詰所と空き家2軒があり、復旧治山として事業実施を検討してきましたが、所有者の負担金等の問題もあり、事業実施は頓挫した状況でありました。その後、ことし9月10日付けで、尻無区区長より、周辺には人家、地区の公民館、消防詰所等があり、今後の梅雨期や台風により、さらに崩壊の規模が拡大する恐れがあることから、復旧治山を行って欲しい旨の要望書が提出されたところであります。このような要望を受け、県との協議を重ね、今年度中の事業実施が可能となったために、今回、予算計上するものであります。以上で水産林務課所管の補正予算説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただ

きますのでよろしくお願いいたします。

# 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第69号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。 長引きそうですので、ここで休憩します。おおよそ2時、2時まで8分ありますので、2時 ごろまで。

(休憩  $13:52 \sim 13:59$ )

# 野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。商工観光課の入室をお願いしたいのですが、 企画調整課も関連しておりますので、一緒に入室をお願いします。

(商工観光課、企画調整課 入室)

# 野畑直委員長

次に、議案第69号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

# 小牟田商工観光課長

それでは、議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算第6号中、商工観光課 所管の事項について御説明申し上げます。なお、人件費につきましては、はぶかさせていた だきます。予算書の5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正のうち、にぎわい 交流館阿久根駅指定管理委託料については、平成26年度から平成30年度までの5年間の 指定管理業務について、あらかじめ事業者と協定を締結する必要があることから、その経費 に係る限度額について債務負担行為として設定するものであります。にぎわい交流館阿久根 駅においては、市の負担において行う業務と指定管理者の負担において行う業務があります が、債務負担行為の限度額設定については、市の負担において行う業務に係る経費について 積算を行い算定したものであります。具体的には、市の負担において行う業務としては、観 光案内業務、観光及び本市特産品や食などの情報発信業務、図書室、キッズスペース、トイ レ、駐車場及び駐輪場等の管理業務がありますが、これらの管理運営業務経費として、人件 費、電気水道料等の光熱水費、トイレの管理用品等各種消耗品、連絡調整に係る通信費、合 併処理浄化槽点検清掃、消防設備点検及び防犯カメラや各種センサーを設置した警備業務な どの委託料があります。電気料等については、面積按分により算出した額で算定を行ってい るところであります。また、消費税が平成26年4月からは8%に、平成27年10月から は10%に改正されることを見込み限度額の算出を行っております。次に、予算書16ペー ジをお開きください。7款1項3目観光費13節委託料の補正は、にぎわい交流館阿久根駅 の開館に向けた準備作業について、指定管理者にその作業を委託するため計上したものであ ります。予算内容につきましては、準備作業に係る人件費、管理用品の購入費や連絡調整経 費等を算定し、委託料として予算計上したものであります。以上で説明を終わりますが、よ ろしく御審議いただきますようお願いいたします。

### 野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

# 大田重男委員

1点だけお聞かせ願いたいと思います。委託料の中にですね、自分がちょっと心配してた のが、防犯カメラを設置されるみたいですけど、例えば、夜警とかですね、そういうやつは 入ってなかったですかね。

# 花木企画調整課長

警備業務につきましては、防犯カメラ、それから各種センサー等ございますが、人的な夜 警ですね、夜警業務、これにつきましては、この中には含まれておりません。

# 大田重男委員

昔は、駅前に交番があってですね、あの辺は安心だったんだけど、今度こういった施設ができてですね、非常に夜間のですね、たまり場みたいになるような気がしてるんですよ。だからその辺でちょっと私は危惧しているもんだから、ちょっとお尋ねしたんですけど。今後一つの課題だと思うんですけど、こういう事業というのは、やっぱり最初から100%というのはないと思うんです。だから修正する部分は、やっぱり修正して欲しいと思いますけど、ひとつよろしくお願いします。

# 花木企画調整課長

警備につきましては、駅前にありましたけど、あの派出所が漁港側に移転されておりますが、そこにもですね、協議をしまして、巡回などそういうことについてですね、やはり今後も十分対応していただくようにお願いはしていく予定でございます。

# 野畑直委員長

よろしいですか。ほかに。

# 濵﨑國治委員

この債務負担行為の関係なんですが、5,487万9千円。確か阿久根駅は9名ぐらい人員はということでありますけれども、この阿久根市の負担分については、何名ぐらいを算定してらっしゃるのか教えてください。

#### 小牟田商工観光課長

人員につきましては、2名を予定しているところです。阿久根市の負担についてはですね。 **濵﨑國治委員** 

では、この阿久根市の管理委託料の中には、2名分が計上されて、後いわゆるおれんじ鉄道分が7名ということになるということで理解すればいいんですね。

#### 小牟田商工観光課長

その通りです。

### 濵﨑國治委員

それでは、この阿久根の施設管理の2名分以外の分についてが、それぞれ管理運営に関する費用ということでよろしいんですね。

#### 小牟田商工観光課長

そういうことになります。

#### 野畑直委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

#### 松元薫久委員

5ページのですね、にぎわい交流館阿久根駅指定管理委託料について。ものすごい素朴な質問になってしまうかもしれないですけど、この期間ですね、期間はどういうふうなあれで

この5年間ということに決めたんでしょうか。

# 花木企画調整課長

通常、指定管理にあたりましては、3年または5年ということで期間が示されておりますけれども、今回5年間としたのは、より安定的に管理運営をしていただくこと、運営にあたっては短期間については、やはり事業を伴えば収支の関係もございます。そのことから長期間に渡って管理をお願いすることによって、その期間中の収益という形では安定して運営できる形になるのではないかということが一つ。それともう一つが、この警備業務につきまして、警備業務を委託で行いますけども、警備の一つの委託期間というのが5年間になってます。センサーを設置したり、いろいろと防犯カメラを設置しますけども、それを設置している期間というのが5年間で計算されておりまして、そのこともありまして5年間という形で対応させていただきました。

# 松元薫久委員

今の説明も一つ考え方として、なるほどとは思うんですが、指定管理を委託する先がですね、安定した、例えば法人でですね、何の問題もなければその考え方が当てはまるんだろうと思います。警備の契約が5年間というのは、また別問題だと思いますので、最初の、ものすごい偉そうな言い方になってしまうんですが、阿久根市の公の施設の指定管理の関する条例の説明といいますか、条例の中身を見ますとですね、第4条に、第4条の(4)にですね、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、そのほかの経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることということで、その指定管理の候補者の、違いますね、指定管理者の候補者についてそういう言葉が1から5まで並べてあってですね、つい先日ですね、新聞にはおれんじ鉄道の運賃を上げる、その背景にはさらに厳しくなってきているおれんじ鉄道株式会社の実態が書かれているわけですよね。失礼な言い方かもしれないですけど、ここで5年間契約、業務をしてしまっていいのだろうかという心配があるのも普通ではないかとは思うんですが、課長どのうようにお考えですか。

#### 花木企画調整課長

おれんじ鉄道株式会社の支援に関する案件につきましては、先々日ですかね、県議会のほうでも企画建設委員会のほうでその支援の方策について説明がなされたところであります。確かにおれんじ鉄道につきましても、今後10年間の中では、赤字が出ていくということで説明をされております。その支援の方法としてそれぞれ、今までの支援の在り方の見直し、それから、累積した赤字の解消方策、今後の発生するであろう赤字に対するその対策、それぞれが示されておりまして、これについては、鹿児島県としましても全県下、全市町支援を仰ぐということで一応なされております。考え方は上下に分けて支援を行っていくということで、上の部分、レールから上のほうですね、ついては、沿線自治体及び県等、それから下のほうにつきましては、いわゆる貨物車両も通りますので全県下で負担をしていただくと、そういう考え方をしまして支援の在り方を示されておりますが、これにつきましては、今後も積極的に県としてもこのおれんじ鉄道については、支援を行っていくという考え方が示されておりますので、今後5カ年の中で、例えばおれんじ鉄道がもう運営ができなるというようなことにつきましては、我々自体は想定をしていないところでございます。万が一そういう事態があった場合につきましては、その条項等について協定の中で定め、その対応についてはその時点で考えてきたいというふうに考えております。

#### 松元薫久委員

今の説明であれば、県が最終的にはどうにかしてくれるだろう、特に線路に関する部分に

ついて、下の部分という表現ですけど、結局上物のにぎわい交流館阿久根駅については、市としてしっかりおれんじ鉄道の支援という形で阿久根市がやっていきなさいという線引きはされているんだろうと思いますけれども、全体的におれんじ鉄道を潰してはいけないという思いは、県が最終的に県なりJRが責任を持つていうふうな考え方でいいんですか。

# 花木企画調整課長

鹿児島県それから熊本県、それと沿線自治体が株主となっておりますけども、最終的な責任というのは、株主等になってくるというふうに考えておりますので、県としても株主の一つとしてやはりその運営については責任を持っておられるというふうに考えております。

# 松元薫久委員

やっぱり、不安だなと思うんですね。やっぱ5年間というよりも、まずスタート、2年ぐらいでもいいんじゃないかなと思うんですよね。ちょっと、はい、なかなか納得しきれない部分でこれ以上質問はないんですけども、終わります。

# 野畑直委員長

ほかにありませんか。

# 石澤正彰委員

前の説明で企画調整課長からだったと思うんですが、指定管理以外にですね、おれんじ鉄 道は全部取り仕切るわけではないというような発言があったと記憶しとんのですけど、阿久 根市が関与できるとこって、そいじゃどういうとこが関与できるんだろうかなという疑問が ありました。

# 花木企画調整課長

管理運営につきましては、いわゆる指定管理という形になりますので、権限を与えて管理 代行をしていただくという考えになりますけども、最終的な権限及び責任は阿久根市にあり ます。そういうことから管理運営についての業務仕様書、それから協定書、そうい中で市の 関与については、明確にしていきたいと考えております。また施設の設置目的に添わない運 営の在り方については、やはり市としてもそういう管理のやり方はだめですよというか、そ ういうようなきちっとした態度で管理運営については、きちっと意見が言えるような形で対 応してまいりたいと思います。

### 石澤正彰委員

ということは、諸々契約の諸内容については、これから詰めていってきちっと阿久根市が ものを言える状況にしていただけるという理解でよろしいんですね。

#### 花木企画調整課長

きちっとそこら辺につきましては、市としてもその最終的な責任を持っている阿久根市としましても、この管理運営につきましてはそういうものが言えるような対応をきちっとしていきたいというふうに考えております。

#### 野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### 鳥飼光明委員

課長にお尋ねします。先ほどの答弁でですね、今後、新聞・テレビを見ておるんですが、 全県下、全市町村に負担を要望すると、鹿児島県の場合は。熊本県は何もないんですかね。

#### 花木企画調整課長

熊本県につきましは、例えば鹿児島県は当初で維持管理にかかる積立金というのを積み立てておりまして、そういうことから今まで直接的なおれんじ鉄道に対する負担金というのは、

払っておりませんでした。熊本県側は、その当初の積立金はしておりませんので、毎年沿線 自治体は負担金として直接おれんじ鉄道に負担をしている状況です。

# 野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第69号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。 休憩に入ります。

(休憩  $14:19 \sim 14:21$ )

# 野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ここで、先の審査で生きがい対策課長から答 弁の一部訂正のため発言したいとの申し出がありますが、発言を許可することに御異議あり ませんか。

[「なし」と発言する者あり]

御異議なしと認め、発言を許可することにいたします。

# 堂之下生きがい対策課長

それでは、許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。先ほど濵﨑委員の御質問に対して、入所児童数の増加数について、69名と申し上げましたけれども、4月当初が441人、11月初日で499人となっておりまして、58人の増であります。58人。今回の補正で12月以降の増加を含めて69名ということで予算を組ませていただきましたので、先ほど69名と申し上げましたけれども、増加数は58名でございます。

[複数人発言する者あり]

# 野畑直委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:22 ~ 14:25)

# 野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

#### 松元薫久委員

こじかの施設、老朽化施設についてなんですが、2時以降なら先方が。

### 野畑直委員長

次、次。審査後。今の松元委員の意見ですが、前回の委員会の話でありますので、きょうの審査終了後にまた委員会にお諮りします。現地調査ついての委員の意見を伺います。

「「なし」と発言する者あり〕

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

各課の審査が終わりました。ここで各委員の御意見を伺います。

「「なし」と発言する者あり〕

なしということでありますので、それでは、議案第66号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

「「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第66号について採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと 決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 それでは、議案第67号、阿久根市介護保険条例及び阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

「「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第67号について採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)について討論に 入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第69号について採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第70号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第70号について採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第71号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第71号について採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で本定例会において、当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。ただい ま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長 に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成

及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、 あす13日は休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

異議なしと認め、13日は休会とすることに決しました。次にその他ですが、委員のほうから何かありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 14:32)

産業厚生委員会委員長